

広島県告示第五百九十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二七五号	東広島市西条町御菌宇宇滝原一八五七番一地从先から 東広島市西条町御菌宇宇湯之元六四一七番一地从先まで
県道福山鞆線	福山市花園町二丁目七三番地先から 福山市沖野上町四丁目四九三番地先まで
県道津江八本松線	東広島市八本松町吉川二四〇番三地从先から 東広島市八本松町原二七〇五番一地从先まで
県道吉川大多田線	東広島市八本松吉川五七八二番五地从先から 東広島市八本松町吉川四五五番一地从先まで
県道小泉本郷線	三原市沼田西町惣定字後谷一〇〇五五番二一地从先から 三原市本郷町本郷字了木四三二九番一地从先まで

二 指定する期日

令和五年四月一日